

## トピック

### 勾留理由開示公判の活用

刑事弁護委員会 副委員長 大久保 博史 (62期)  
委員 小林 英晃 (69期)

なぜこの事件で勾留決定がされるのか、なぜこの事件で準抗告が通らないのか、刑事弁護をやっていると、「人質司法」に対する怒りを覚えることは多いと思います。勾留を争う弁護活動は様々ですが、本稿では、あまり各所で取り上げられないであろう勾留理由開示公判（以下「開示公判」といいます）について紹介します。開示公判は、身体拘束からの解放のみならず、供述保全、取調べからの解放等、工夫次第で様々な活用できます。

#### 【概要と手続の流れ】

#### 1 請求の手続

勾留理由開示は、被疑者本人の他、その弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人が請求できます（刑訴法82条）。勾留理由開示請求書には、対象の勾留についての勾留理由の開示を求める旨記載すれば足ります。しかし、裁判所から、具体的な質問事項を記載した求釈明書の提出を求められることが多いので、開示請求書と併せて求釈明書も提出するとよいです。

開示公判は、原則として請求から5日以内に開かれます（刑訴規則84条）。請求書を提出すると、裁判所から日程調整の連絡が来ます。休日に期日は行われないため、5日以内というのは意外にタイトなスケジュールとなることもあり、注意を要します。

#### 2 開示公判の流れ

##### (1) 基本的な流れ

開示公判では、まず被疑者の人定質問が行われます。次に、裁判所が勾留理由について述べます。そ

れを踏まえて弁護人から求釈明を行い、裁判所はそれに回答します。最後に、被疑者や弁護人等による意見陳述が行われます。開示公判の公判調書は、後日謄写することができます。

##### (2) 求釈明での対応

通常、裁判所からの勾留理由の説明は、準抗告棄却決定書に記載される程度の抽象的なものに留まることが多いです。そのため、弁護人から積極的に求釈明をし、勾留理由について問いただす必要があります。裁判官は、「捜査の秘密のため」とか「証拠開示の手続ではない」と述べたり、単に「回答の必要はない」と述べるなどして、求釈明に対する回答を避けることが多いです。弁護人は、こうした裁判官の対応も見据えて準備をし、しつこく釈明を求めていく必要があります。

また、多くの場合、勾留決定した裁判官と、開示公判を担当する裁判官は別人です。開示公判は勾留決定当時の勾留理由の開示である、という立場を裁判所が取るならば、なぜ勾留決定した裁判官が理由開示を行わないのか等、個別事案以前の問題点について積極的に追及してもよいと思います。

求釈明については、特段、時間制限の規定はありません。裁判官によっては、求釈明を早々に切り上げ、意見陳述に入ろうとします。こうした不当な制限には抵抗し、必要な求釈明の時間を確保すべきです。

##### (3) 意見陳述の対応

意見陳述の時間は、1人10分以内とされています（刑訴規則85条の3第1項）。被疑者及び弁護人以外の請求者が開示公判を請求した場合は、当該請求者も個別に10分間意見陳述ができます（刑訴法84条第2項本文）。ただし、意見陳述ができるのは、最初

に請求した請求者一人のみです（刑訴法86条）。

被疑者や請求者の意見陳述の方法は、その個性や意見内容に応じて工夫すべきです。主尋問のような弁護人との問答の方法により陳述させてもよいし、書面を読み上げてもらう方法でもよいです。意見陳述の目的に応じて、最も効果的な方法を採用すべきであり、被疑者と十分に打ち合わせをして適当な方法を選択する必要があります。

弁護人の意見陳述では、基本的に、勾留の違法性、不当性について述べる場合が多いです。また、意見陳述の際には、口頭で勾留取消請求ができます。ただし、開示公判を担当する裁判官と、勾留取消を判断する裁判官は基本的に異なりますから、勾留取消請求の実効性を考えるならば、別途勾留取消請求の書面も準備しておくことが望ましいです。

#### (4) 公判調書

開示公判の公判調書には、裁判官の理由開示から求釈明、意見陳述の内容まで記載されます。この公判調書は、裁面調書となるので、特に被疑者に陳述させる場合には、陳述内容には十分注意すべきです。逆に、被疑者ないし請求者の供述保全には強力な手段ともなります。

### 【開示公判の活用法】

#### 1 身体拘束からの解放に活かす

まずは、本来の効用として、裁判官から引き出した回答を手掛かりに、効果的に身体拘束を争うことができます（特に、勾留延長を争う場合）。例えば、証拠構造を踏まえ、裁判所がどのような罪証隠滅を危惧しているのかが分かれば、その点をフォローするなどの対応を弁護人として行うことができます。他の勾留の要件についても同様です。

#### 2 供述保全

開示公判での意見陳述は、強力な供述保全の手段となります。

例えば、被疑者に違法不当な取調べの状況を陳述

させ自白の任意性等の争いに備えることができます。取調べを受けている捜査段階での被疑者の供述保全の効果は無視できません。また、取調べが全く行われていないことを陳述させて勾留延長の争いに備えるなど、様々に活用可能です。

請求者の供述保全も活用したいところです。身元引受人を請求者として、監督体制等を陳述してもらうことも有効です。また、例えば親族間の事件で、被害者である親族の被害感情が乏しい場面では、被害者である親族にその旨陳述してもらえば、勾留の争いのみならず不起訴処分の獲得等にも効果的です。

#### 3 取調べからの解放

開示公判当日は、被疑者は裁判所に移送されるため、基本的にその日は取調べが行われません。期日のタイミングを見計らえば、検事調べを回避することも可能です。

#### 4 被疑者の勇気づけ

開示公判は、公開法廷で行われるため（刑訴法83条第1項）、接見禁止が付されている場合に、親族と顔を合わせることができます（もちろん、会話等は禁止です）。また、親族が請求者として意見陳述する場面を見ることで、被疑者が身体拘束と闘う上での精神的フォローも期待できます。

#### 5 裁判所の監視

積極的に開示公判を求め、求釈明において厳しく裁判所を追及していけば、身体拘束について裁判所を監視することにもなります。「人質司法」からの脱却にも資するはずです。

### 【まとめ】

あまり活用されているイメージのない開示公判ですが、工夫次第で弁護人にとって大きな武器となります。ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。